

第11回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和元年11月25日 (月)	
		場 所 : 菱刈庁舎 3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時30分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 川 原 惟 昭 教育委員 久保田 悦 子	議場に出席した者の氏名	総務課長 万 膳 正 見 学校教育課長 松 元 浩 幸 社会教育課長 橋 本 欣 也 スポーツ推進課長 田 中 健 一 給食センター所長 丸 目 良 平 書記 浅 山 典 久 書記 中 原 百 恵
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
(森教育長) ただいまから令和元年第11回定例教育委員会を開会します。 (浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。 (森教育長) 「令和元年第10回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。 (浅山係長) 令和元年第10回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告) (森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。 (全員) ありません。 (森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。 (全員) はい。 (森教育長) 令和元年第10回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の10月23日から11月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告) (森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野委員お願いいたします。 (永野委員)			

はい。まず、10月25日の小学校陸上記録会ですが、教育長が言われましたように、記録内容は別として、子どもたちの取り組む姿勢がよくて、きびきびとしていました。また、応援団席の態度もよく、真剣に取り組む姿が見て取れて、体育の先生方の指導が行きわたっているなど感じました。

10月31日に鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会第2回幹事会が鹿児島市教育総合センターでありまして、特段、お話するようなことはありませんが、会が早く終了しましたので、各地区の現状について、意見交換がありました。伊佐市の話や、湧水町の話とかありましたが、奄美から来られた代表は、教育長でした。いじめ問題の話と、マスコミの話をされました。大変興味のある内容でした。

11月1日に始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会の研修視察がありまして、川原教育委員と私で行きましたが、曾於郡大崎町の「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」と、その後、鹿屋市の廃校になった小学校跡地を活用して民間委託となった「ユクサおおすみ海の学校」に行きました。運営的に大丈夫なのかなという感じを受けながら見させていただきましたが、廃校をいい形で活用しているという点では、参考になるなど、我々が見るより教委総務課とか、市の担当課が来てもいいような感じのところでございました。

それから、11月1日から1週間は県民週間でしたが、私は、バザー関係で、大口東小学校、牛尾小学校、羽月小学校。学習発表会は、曾木小学校、針持小学校に行きました。針持小学校は、学習発表会というより、暗唱大会に力を入れていて、1年生から6年生まで全員が暗記したものを、同じように集中して声を発する機会を与えられていて、他の学校は、学習発表会ということで、暗唱大会というのが無くなってきているなか、発表会の形として工夫をしているところがよかったと思ながら見ることでした。それと、田中小学校は、学習発表会はありませんでしたが、授業参観と、地域のフェスタを兼ねて行っていました。本城小学校は、午前中、地域のバザー関係があったみたいですけど、午後から学習発表会でした。各学校、学習発表会、地域性を活かしたバザー、駅伝等行っているのですが、全部一緒に1日で見るができるのは、大口東小学校ぐらいかなと感じました。他の学校は、日程的に難しいところがあったようですけど、その中で、大口東小学校の6年生が毎年劇をしますが、模擬市長選をやっていました。市内の小学校の子どもたちが劇をするのと比べると、レベルが高く、子どもたちの入り込み方が違って、伸び伸びとやっていました。良い指導と伝統になっていて、すごく出来栄がいいと感じました。それから、大口東小学校の3年生と、本城小学校の3年生が「ちいちゃんのかげおくり」という同じ題材をやっています、どちらもよかったです、大口東小学校の方がひと工夫ありました。

小学校は、音楽発表会もそうですけど、みんな一生懸命やっていて、先生たちの指導もよくいきわたり、全体的に質が高いなど感じました。

中学校は、学習発表会には行きませんでした、平日、川原教育委員と一緒に、抜き打ちで学校訪問に行きました。菱刈中学校は、ちょうど「職業人に学ぶ」ということで、講師に鹿児島情報高校の先生と、市内から警察署、消防署。それから、富士屋さんがケーキづくりの講習を各クラスで6～7人のグループに分散してやっていて、いい試みだったと思いました。また、当たり前前に授業をしている学年もあり、前と違うのは、タオルを持った子もいないし、後ろを振り向いたりする子もなくて、当たり前のことですが、前向きに授業を受けていました。菱刈中学校が変わったというのが目立ちました。逆に、同じように午後に大口中央中学校に行きましたが、普段と変わりませんが、一番感じたのが、寝ている子がクラスに3人ぐらいいました。1クラスは、先生が注意しましたが、他のクラスはそのままでした。そういうのが目立ってきていてちょっと気になりました。開校以来勢いでいっておりましたが、今の段階でしっかり注意しておかないと感じました。全体的には、両校とも落ち着いたいい授業がなされていたようです。

11月14日は、小・中学校の音楽発表会ということで、教育長が言われましたように、合唱の姿勢や声もよく出ていて、よかったなど思いました。特に、菱刈中学校が、みんな一生懸命に口を同じように開けて声を出していましたので、以前とすると数段変わったなどというように思いました。

あとは、11月24日の海潮忌・文学フェスティバルですが、県内各学校の応募が増えているというのは、非常にいいことだなと思いました。ただ、せっかく面白い鼎談ですので、鼎談前に、表彰を受けた子ども

もたちや保護者、学校関係者が帰ってしまい、空いた席も目立ち、何とかならないかなど。聞いている人は聞いているのでしょけれど、ちょっともったいないなと思いました。それと、伊佐市民の出席が少ないと感じました。県内外に誇る海音寺潮五郎先生の文学フェスティバルですので、もっと伊佐市民の意識の向上が必要かなど。ひとつは、もみじ祭りとか色んな行事と一緒にしているというのも問題だと感じました。

もう一つ、11月23日に全く関係のない会議で、佐賀市において研究会がありまして、脳科学者の茂木健一郎さんの講演会がありました。非常に面白くて、脳の活性化の話でしたが、日本の教育と外国の教育を比べたときに、日本は、大学までの教育と、大学からの教育というのが全然違うという話をされまして、今から先はAIの時代だから、それに組み込む教育というのが必要だということでした。言葉が足りませんが、私も聞いてなるほどと思いながら聞くことでした。非常にお忙しい人で講演が終わったら、すぐ帰られました。元々、お母さんが佐賀の出身らしくて、そういうのもあって、知っている人の紹介で来たということでした。鹿児島とか伊佐の教育委員会で機会があったら呼べたら、いい話が聞けるのではないかなと感じました。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

では、川原委員お願いいたします。

(川原委員)

はい。10月末から11月、非常に行事が多くて、忙しい1ヶ月でした。

色んな行事に参加しましたが、小学校陸上記録会ですが、秋空ではなかったですが、降らず照らずの天気で、子どもたちものびのびとしていてよかったと思います。

それから、11月1日の地区市町教育委員会連絡協議会研修ですが、先ほど永野委員からもありましたように、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅は、開校して間もない施設でしたが、人工トラック等もあり素晴らしい施設でした。施設の活用としては、使用料金は安いですが、伊佐から行くのはちょっと遠くて大変だなというのを感じました。それと、宿泊施設が無くて、トレーニングセンターにはコーチとか指導者もいなくて、そういう方を連れて行って、そこでトレーニングをしないとできないという施設で、今から先もっとそういうところもできたらと思うことでした。他の宿泊施設に泊まってそこまで行ってトレーニングをする。伊佐からは、日帰りでもできる距離でもありませんし、施設は立派ですが、活用するには、不便だと感じました。宝の持ち腐れにならないければいいというぐらいの素晴らしい広さと、ハード面は、整っていました。今からだなという感じを受けました。

それから、廃校を宿泊施設に改築したユクサおおすみ海の学校で昼食をとりました。これから廃校になる学校が出てくると思います。活用の方法としてひとつ考えさせられる部分ではあるのかなと思いました。工夫しているところは、地元の色々な料理を作る人とか、民芸品を作る人とか、そういう人がいないとできないなというのがありますし、校長室・職員室が宿泊施設に変わっていて、温泉がなくて、海水を吸い上げ、それを温めてシャワーだけの部屋になっていました。そういったハード面の予算も相当かかったのではないかなと感じました。宿泊料金は、安くはなかったです。

(永野委員)

第三セクターではなく、貸し出しをしていて、採算性がとれるかなと感じました。企業とかやるという方たちをお願いして、オーナーは鹿屋市で、市は家賃が入ってくるからいいんです。そこは使えるなと思いました。教室の大部屋のところは、畳部屋にして、10人ぐらい寝ることができます。この施設と、先ほどのジャパンアスリートトレーニングセンター大隅が近くにあってできると感じましたが、遠く離れていますので、そこは大部屋で1人1泊3,000円ぐらいするそうです。よっぽど興味があって来る人でないと、高くて泊まる人はいないのではないかなという感じでした。海に面している運動場があって、その先は崖でした。

(川原委員)

景色は、錦江湾に面して非常にいいです。

(永野委員)

垂水市を過ぎて、ちょっとだけ鹿屋市に入ったところでした。

(川原委員)

海岸を走っていくと、海の中に鳥居があって、それをちょっと過ぎたところでした。看板もないので、知らない通り過ぎてしまうようなところですよ。

(永野委員)

貸し出しは、いい考えだと思いました。

(川原委員)

写真でとりましたが、旧菅原小学校でした。

それと、11月10日に、羽月西小学校の校区文化祭と黒豚まつりに行きました。小規模の学校で、あれだけの人を集めるだけの魅力があるというのは、うらやましいなと昨年同様に思いました。工夫をしているし、地域校区民のほとんどの人たちが協力をしていて、学校に来て地域がからっぽになるぐらいの人の集まりでした。今年が目玉は、ショベルカーが砂場に2台あって、それに子どもたちを乗せて、土木作業員が運転手をしてくれて、非常に人気がありました。砂場を掘る訳ですが、相当砂を埋めないとあれだけ掘れないと思いましたが、掘っても、掘っても砂ばかりでした。また、ドローンもあって、子どもたちも操作をして、「わあー、ぶつかるが」と言って、放せばストップしたりして、結構盛り上がっていました。それから、子どもたちの棒踊りも、練習をあれだけしないと、披露できない難しい踊りではないかと、長い踊りでした。やはり、地域の方が歌いながら、ひやひやしなはずつつ歩いて歩かれて、見守ってもらっているなという感じがする風景でした。

それと、永野委員も言われましたが、菱刈中学校に県民週間の期間中に行きました。進路指導で、「職業人に学ぶ」ということで、菱刈中学校の目玉の施策なのか毎年あるみたいですよ。行ってみたいと思っていましたが、今年に行くことができて、ちょうど校長先生が案内してくださいました。1年生が対象でしたが、職業人は、鹿児島情報高校の先生、市内では富士屋お菓子屋さん、県立北薩病院の看護師さん、本城幼稚園の先生、伊佐湧水消防組合のレスキュー隊の方、それから、伊佐警察署次長さんが連れてこられた警察官の2人で色々と体験をさせながら、職場体験といいますか、進路学習をやっていました。生徒たちが5人から7人までの間で、こじんまりとしたところで、真剣な学習態度で、いい県民週間の中の行事だったなと、初めて行きましたけど、よかったですと思いました。

それと、昼から大口中央中学校にも行きましたけど、ちょうど来客があって、校長先生には顔を出さずに2人で回りましたが、5時間目の授業で、静かな風景でした。眠くなる時間帯なのかなと思いがら、回り方でした。授業そのものは、静かな授業態度で、学び舎だと大口中央中学校も感じましたが、特に、誰が見ても菱刈中学校が学び舎としてよくなってきているなと改めて感じるどころでした。

それと、小中学校音楽発表会にも行きましたが、教育長と永野委員からありましたので、省きたいと思えます。

それから、海潮忌、もったいないなと私も思いました。せっかく面白い鼎談が、あれだけのパラパラの人数の中で行われるというのは、鼎談をされる先生方も寂しいでしょうし、気持ちがいらないのではないかなという感じがし、もうちょっと工夫が必要だなという感じを受けました。

以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

では、久保田委員お願いします。

(久保田委員)

はい。今月は、ほとんど中々出席ができなくて、申し訳なかったです。

これとって、ありません。

(教育長)

はい。ありがとうございます。

では、議事に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

今回は、報告事項が1件、付議事件が5件ございます。

まず、報告第12号「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）について」事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。報告第12号でございます。「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）について」を説明いたします。

定例会資料は、3ページをご覧ください。

また、別冊の「令和元年第11回定例教育委員会一般会計補正予算参考資料」もご準備ください。

本件につきましては、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項」の規定により臨時代理を行い、同条第2項に基づき報告するものでございます。

現在、議会に補正予算ということで、送付をいたしております。

詳細につきましては、別冊の「一般会計補正予算参考資料」でご説明をいたします。

「補正予算参考資料」の2ページをお開きください。

今回は、歳入についてはございませんので、歳出からになります。

款項目順にまいります。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費になります。節7賃金、事務補助員2万2,000円の増額につきましては、学校司書賃金につきまして、本年度の最低賃金等の改定がございましたため、増額するものでございます。

目3教育振興費になります。節13委託料、業務委託11万円の増額につきましては、各学校別々に管理されている備品台帳を統一した規格フォーマットで再構築するため、費用を計上するものでございます。電算等の費用になります。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費になります。節11需用費、光熱水費318万9,000円の増額につきましては、小学校空調設備設置に伴う電気料金の増額になります。具体的には、第1期工事で完成をしております大口小学校、羽月小学校、田中小学校の9月の冷房増分と、12月から3月にかけての暖房増分の予測が入っております。また、第2期工事、今、発注しておりますけれども、完成予定の大口東小学校、曾木小学校、本城小学校、菱刈小学校、湯之尾小学校の2月、3月の暖房増を予想して加えてございます。また、設備の増等になりまして、受変電施設それぞれの電気料金契約の変更等に伴いまして、基本料金増もこの中に加味してございます。

節15工事請負費、電気工事80万5,000円の増額につきましては、落雷により故障した湯之尾小学校火災報知設備取替工事を行うため、工事請負費を計上するものでございます。

目2教育振興費になります。節18備品購入費、図書4,224万1,000円の増額につきましては、4年に1度の教科書改訂に伴い、指導者用教科書と教師用指導書につきまして、増額要求するもので、令和2年4月納品、使用に合わせるため、今回補正でお願いするものでございます。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費になります。節11需用費、光熱水費186万7,000円の増額につきましては、中学校空調設備設置に伴う電気料金の増額になります。もう既に完成しております大口中央中学校、菱刈中学校の9月分の冷房増分と、12月～3月の暖房増分、また、それぞれの学校の料金契約の変更に伴う基本料金増を試算して計上してございます。

款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費になります。節11需用費、光熱水費1万円の増額につきましては、ガス代及び電気代の不足が予想されるため、増額をお願いするものでございます。

3ページをご覧ください。

款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食センター費、節11需用費、消耗品費44万9,000円の増額につきましては、県の衛生指導による手洗い石鹼液噴射器具の設置や、調理用消耗品等の不足による追加購入によるものです。

また、同じく需用費の修繕料60万8,000円の増額につきましては、食器洗浄機蒸気用電磁弁が4カ所の取り替え等の費用になります。これは、調理器具部品等の経年劣化に伴い、当初見込み以外の費用が発生したため計上するものでございます。

節18備品購入費、その他備品4万1千円の増額につきましても、経年劣化のためパンチング平底揚げザルを2個購入する必要が発生したため計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

(教育長)

はい。ただいまの説明に対しまして、何かご質問とかございませんでしょうか。

(永野委員)

いいですか。

(教育長)

はい。

(永野委員)

項目とは、全然違いますが、文科省の国庫補助ということで、小中学校に空調設備を設置しましたが、光熱水費なども同じように今からずっと続くことだと思いますが、それについては、補助金が交付されるのですか。

歳出はありますが、歳入がないから聞いているのですけど。

(万膳課長)

この事業で国の補助金をもらったものについては、交付税措置があるとか聞いております。ただし、初年度だけです。

(永野委員)

初年度だけですか。そのあとは、自分でしなさいと。だから、そこなんですよね。

(万膳課長)

色んな補助事業も同じですけれども、物を入れたときは、補助対象としますが、そのあとの維持費等については、市町村の責任ということになります。

(永野委員)

電気料と、維持管理費もということになりますね。

普通の減価償却から考えて、元々の機材の耐用年数は、大体どれぐらいみているのですか。

(万膳課長)

10年から15年だと思います。

(永野委員)

15年持たないかもですね。減価償却が済んで更新になったときは、また、国から補助は出るのですか。

(万膳課長)

一応、補助事業のメニューにはあります。補助金申請をして、予算がつけばということになりますけれども、今回の補助事業は緊急対策でしたので、数が多かったですけれども、今の補助事業は、全部はつきません。

(永野委員)

今までの例からいくと、国は「緊急対策でこれだけは、国が出しますよ。」というけど、それからあとは、今までほとんどなされていないということですよ。「自分たちでやりなさい。」ということでしょう。

他の施設はいいけど、光熱費というのは、今後、非常にかかりますからね。

(万膳課長)

30年度・31年度当初予算の倍になると思います。

(永野委員)

元々鹿児島は暑いから、クーラーがメインですけど、結果論ですけど、冷房専用だけではいけなかったのだと思います。現実的には、冷暖房は便利ですけど、暖房は管理費も含めてものすごくお金がかかり、痛みも早くきます。冷房は冷媒を回すだけだから、あまり電気料はかからないし、機器も長持ちします。暖房はもたないと思います。余談でした。

わかりました。はい。

(教育長)

その他に、質問等ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ではないようですので、報告第12号「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）について」は、承認ということよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

では、報告第12号は、承認されました。

これから、付議事件にはいります。

議案第69号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

議案第69号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、4ページからになります。

それと、別添の新旧対照表をご覧ください。

本件につきましては、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

今回の改正は、スポーツ推進課の係である「国体・高校総体推進係」を、高校総体業務の終了に伴い、「国体推進係」と改めるものでございます。

条文につきましては、別添の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第26条の事務局の組織の表がございしますが、表中係欄「国体・高校総体推進係」を「国体推進係」に改めます。また、事務分掌を定めた別表第1も「国体・高校総体推進係」を「国体推進係」に改め、分掌事務の「2 全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。」を削除いたします。

なお、本規則は、令和2年4月1日からの施行といたします。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま説明がありましたけれども、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

高校総体が終わりましたので、業務内容と係名を変えたいということでございます。

(全員)

わかりました。

(教育長)

よろしいでしょうか。

では、ご質問・ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第69号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第69号は、議決されました。

次に、議案第70号「伊佐市体育協会補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第70号「伊佐市体育協会補助金交付要綱の制定について」をご説明いたします。

ここで、委員の皆様方にお断り申し上げます。

半分の紙面でございましたけれども、資料の正誤表ということでお配りいたしております。

これからお話しします第70号、71号、72号につきまして、伊佐市補助金交付規則ということで、条文の中に出てまいりますけれども、これは、伊佐市補助金等交付規則の誤りでございましたので、修正をさせていただきたいと思っております。それぞれ第1条のところに出てくる文言でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、返りまして定例会資料は、6ページからになります。

議案第70号から第72号につきましては、本年の1月から3月にかけての定例会で議決をしていただきました他の補助金交付要綱の制定と同じく、伊佐市補助金等交付規則のみを根拠に補助金を交付しておりましたので、個別の補助金について要綱の制定がなされておりました。そこで、補助対象等制度内容を明文化するため、今回制定するものでございます。

具体的には、7ページ趣旨第1条にありますように、スポーツの普及と振興を図り、もって市民の体力向上に寄与することを目的とし、伊佐市体育協会に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

第2条では、補助対象経費としまして、第1号「スポーツ・リクリエーション等の普及・推進に関する事業」、第2号「関係団体の育成に関する事業」、第3号「その他市長が必要と認める経費」としております。

また、第3条では、補助金の額としまして、「補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。」としております。

補助金額は、本年度予算で70万円が計上されております。

第4条以下は、補助金の手続き関係になります。説明は、省略いたします。

なお、本規則は、令和元年11月25日から施行いたします。

以上でございます。

(教育長)

11月25日、今日認められたら、施行するということですね。

(万膳課長)

はい。

(教育長)

はい。わかりました。

それぞれの団体補助金の交付要綱がなかったので、これを作るということでございます。まだ、整備されていなかったものを今回提案するものです。

はい。ただいま説明がありましたけれども、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

では、議案第70号「伊佐市体育協会補助金交付要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第70号は、議決されました。

次に、議案第71号「伊佐地区駅伝運営委員会補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第71号「伊佐地区駅伝運営委員会補助金交付要綱の制定について」をご説明いたします。定例会資料は、9ページになります。

具体的には、次の10ページをご覧ください。

趣旨第1条にありますように、県下一周市郡対抗駅伝競走大会及び県地区対抗女子駅伝競走大会に伊佐地区として参加するにあたり、成績の向上を図ることを目的とし、伊佐地区駅伝運営委員会に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

第2条では、補助対象経費としまして、第1号「駅伝大会費」、第2号「事務局費」、第3号「その他市長が定める額とする。」としております。

また、第3条では、補助金の額として「補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。」としております。

補助金額は、本年度予算で180万5,000円が計上されております。

第4条以下は、補助金の手続き関係になります。説明は、省略いたします。

なお、本規則は、令和元年11月25日、本日から施行いたします。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局の方から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

なし。

(教育長)

はい。伊佐市の場合は、1市で進めていきますので、他の地区は、たくさんの市町村が集まっていますので、予算がすごく大きいです。伊佐の場合は、ひとつの町ですので、非常に少ない予算の中で運営をします。それを補うために、寄付を募って、その寄付金と市の補助金で運営をしています。

では、議決に入りたいと思います。

議案第71号「伊佐地区駅伝運営委員会補助金交付要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第71号は、議決されました。

次に、議案第72号「伊佐市スポーツ少年団育成補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第72号「伊佐市スポーツ少年団育成補助金交付要綱の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、12ページになります。

具体的説明は、次の13ページをご覧ください。

趣旨第1条にありますように、次世代を担う健全な体と心を持った青少年の育成を図るため、スポーツ少年団の普及育成と活動の活性化を目的とし、伊佐市スポーツ少年団本部に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

第2条では、補助対象経費としまして、第1号「少年団の育成と活動に関する経費」、第2号「その他市長が必要と認める経費」としております。

また、第3条では、補助金の額としまして「補助金額の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。」としております。

補助金は、本年度予算で28万8,000円が計上されております。

第4条以下は、補助金の手続き関係になります。説明は、省略いたします。

なお、本規則は、令和元年11月25日、本日から施行いたします。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま説明がありましたけれども、今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第72号「伊佐市スポーツ少年団育成補助金交付要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第72号は、議決されました。

次に、議案第73号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第73号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」をご説明いたします。

定例会資料は、15ページをご覧ください。

本件は、一番下の提案理由にありますとおり、申請者（保護者）でございますけれども、申請手続きを簡素化し、円滑に事務を進め、国の事務処理要領に沿った形で、本市の要綱を整理するため、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の2ページをお開きください。

また、別冊でございます現行の「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱」も別冊で添付してございます。こちらも比較してご覧いただきたいと思っております。

新旧対照表2ページでございます。

第3条「就学援助費の費目及び額は、別表第2のとおりとする。」と書いてございますものを、「就学援助費の費目は、次に掲げるとおりとする。」とし、第1号「学用品費」以下、第7号「医療費」までを、現行の別表第2。その別表第2というのは、4ページから5ページにかけて記載がございます。ここに記載された費目だけを取り出して、ここに標記をいたします。結果としまして、4ページから5ペ

ページにかけての別表第2から、費目だけを第3条1項各号に移したことによりまして、別表第2は、削除されることとなります。

これに関連しまして、2ページの第4条第2項の別表第2とありましたものを、第3条第3号に、3ページの第5条第3項別表第2とありましたものを、第3条各号に、第7条第2項の別表第2とありましたものを、第3条第7号に改正をいたします。

また、2ページ返っていただきまして、第3条第2項というのを新設いたします。「前項の就学援助費の額は、教育委員会が、別に定める。」といたします。

このように、第3条を改正することによりまして、この要綱から金額の標記を削除し、別に金額を定めるとすることで、支給額の改定や、支給事務を円滑に対応できるようにいたします。

なお、各費目の額につきましては、国の基準額に合わせることから、1つ下位の要領というものがございませうけれども、要領に定めるということとなります。

第4条の申請がございませうけれども、第4条の申請につきましては、就学援助費受給申請書について定めました第1項、及び入学準備金受給申請書について定めた第2項がございませうけれども、どちらについても、現行の「受給申請書に別表第1に定める必要な書類を添えて」ということにありましたけれども、「により」ということで、別表第1が無くなりましたので、「により」と改正してございます。

それから、これは3ページの下、別表第1の右側に「添付書類」と書いてございませうけれども、これを「教育委員会が確認する書類」としまして、必要書類の写しの標記を削除いたしました。これを行うことによりまして、申請時の書類添付の煩雑さを避け、申請者の負担を軽減するためのものでございます。写しを添付する必要を無くしたということでございます。

それから、第4条第2項の条文中の様式の標記がございませうけれども、「入学準備金受給申請書」と書いてございませうが、これを「入学準備金(兼就学援助費)受給申請書」ということで改めてございます。現行では、入学準備金受給申請が完了した申請者であっても、他の費目の就学援助費の申請の際、様式第1号を使用して、あらためて申請する必要がありましたが、入学準備金申請時に、兼ねる申請書としたことで、1回の申請で完了するようにいたしております。これも申請者の負担を軽減するためのものでございます。

3ページになります。別表第1の表の中、記入漏れのありました「地方税法の規定による市民税の非課税世帯」を追加してございます。

申請書様式についても、改正がございませう。こちらの方は、定例会資料の方をご覧ください。

定例会資料を準備していただきたいと思っております。

定例会資料の18ページからが申請書の様式になります。

別紙の現行の「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱」の方でございませうけれども、その7ページと8ページに様式がございませう。そちらの方と見比べていただきたいと思っております。

様式第1号が就学援助費の方、様式第2号が入学準備金の関係の様式でございませうけれども、両方も共通する箇所がございませうけれども、1番目の「援助を希望する児童生徒」、2番目の「児童生徒の属する世帯の状況」の表がございませうけれども、様式がございませうけれども、性別欄を削除いたしております。性別を入れないということでございます。それから、3番目に新しい様式では、申請区分というのを追加してございませう。それから、5番の申請理由で色々項目がございませうけれども、その項目を見直してございませう。それから、それぞれの様式の一番下のところになりますけれども、教育委員会の対応を記録するための委員会使用欄というのを設けて、そこに記録を記載するよう作ってございませう。また、先ほどご説明いたしました定例会資料の20ページの様式第2号、これを「入学準備金受給申請書」から「入学準備金(兼就学援助費)受給申請書」ということで、兼ねる申請書に改めてございませう。

同じく20ページの1番の「援助を希望する入学予定者」欄の中に、伊佐市内の小中学校に入学する意思確認欄を追加してございませう。

こういうことによりまして、兼ねる申請書ということができるということとなります。

最後に、定例会資料の21ページ、下の附則になりますけれども、本告示は、令和元年11月25日、本日から施行いたします。

以上でございます。

(教育長)

はい。昨年度の3月に、就学前に入学準備金を支給するために色々変えたのですが、不備なところもあったり、就学前に申請して受給をする。そしてまた、就学後、就学援助費を受けるときには、また、新しく書類を出すとなっていたものですから、これをもう1回で終わらせようというような方法で、また、中身の内容を必要のないものは省くというようにして、できるだけ、申請者が申請しやすいように市役所の書類は非常にわかりにくかったりするものですから、それをできるだけ省いて、前期の状況とかこちらに確認ができるものは、もうこちらでやっていいのではないかと。市民にはわかりにくいものですから、そういうように改善をして、学校教育課の学事係の方で、色々知恵を絞りながら作った案でございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

来年の3月には、もう適用しなければなりませんので、今日、決定しましたら今日から施行ということになります。

では、ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第73号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第73号は、議決されました。

次に委員から提出された動議の討論等に入ります。

前もって提出された動議はありませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

はい。特にないようですので、以上で討論等を終わります。

その他の件に入ります。

前回の定例会教育委員会で、議決された案件の中で一部補足等があるようですので、事務局の方からお願いいたします。

(万膳課長)

はい。本日お配りしました資料の中で、1枚両面の紙がございます。

表題は、「令和元年第10回定例会教育委員会資料正誤表」ということでございます。

前回、永野治委員の方からございました使用料と利用料とが混在しているのと、それから、久保田委員からございました申請書の様式の中に男女ごとの記載が必要なのかということがございました。

裏面をご覧いただきたいと思います。

条例の中に、利用料金、使用料というのがございまして、その条例に従って規則を策定したわけがございますけれども、一番上の方から、スポーツ推進課、社会教育課とございます。条例の方が、使用料になっていたものは、使用料で規則を作る。それから、利用料金となっていたものは、利用料金で規則を作るというのが原則でございました。これが混在していたため、今、ここにお示しております。それぞれ〇がついているこれで様式等を統一したということでございます。

また、戻っていただきまして、定例会資料の中で、使用料というので記載があったもの、利用料金というので記載があったもので誤っていたものを修正するということでございます。

それから、記載誤りも発見いたしましたので、ここに記載させていただきました。

それから、男女の申請書の問題ですけれども、それぞれ男女というのは抜きにいたしまして、利用料の人数、利用予定人数、このように人数だけを標記するような形に様式をさせていただきたいと思います。あと、何か所か記載漏れ等もございましたので、ここに記載させていただきました。これで、様式を修正させていただいて、ご承認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(教育長)

はい。ただいま前回の定例教育委員会の担当の方で色々と文言等を整理いたしまして、正誤表を作成してございます。利用料、使用料、これは規則ですので、条例に従って作らなければ、条例と別な名前にするわけにはいかないものですから、条例改正のときに、統一していただくことになると思います。

また、男女という分け方は、今はないというようなことで、ここに書いてあるとおりでございます。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。わかりました。

(教育長)

では、報告のとおり対応をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、ここで今日の定例教育委員会として、川原委員のご出席はこれが最後になりますけど、川原委員突然のご指名ですが、何か一言お願いいたします。

(川原委員)

はい。わかりました。私の記録によりますと、平成19年3月9日に大口市教育委員会からの任命を得て、教育委員に初就任しました。それから、約12年8ヵ月、来月の11日で任期満了になるところで辞退、再任しないということで、申し出ておりました。色々な人にお世話になりました。思い出せばたくさんありすぎまして、時間もありませんので、また、送別会の時もあります。その時でもゆっくりと話をさせていただきます。ありがとうございましたということで終わります。お世話になりました。

(教育長)

また、送別会の時に、色々とお話をお聞かせください。

なお、後任につきましては、今回の12月議会に提案してございますが、川原委員が推薦してくださいました方で、市長とも相談いたしまして、興農産業というのが山野にありますけれども、その「長野吉泰」さん、去年の市PTA連絡協議会の会長さん、現役の保護者であります。子どもたちもたくさんいらっしゃって、保護者の代表という形で、今回の議会に提案をして、承認をいただければ教育委員として川原委員の後任として頑張ってもらおうということになります。

その他、何かございませんでしょうか。

(全員)

ないです。

(教育長)

ないようですので、これもちまして、令和元年第11回定例教育委員会を閉会いたします。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。